

商品概要説明書ーりそな納税準備預金ー

2012年8月1日現在

項目	内容
1. 商品名	りそな納税準備預金
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法口	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替、振込で随時お預入れいただけます。(お取引店以外でのお預入れはできません。)なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります。
預入金額	1円以上、1円単位
5. 払戻方法	原則として預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限りお引出しいただけます。(お取引店以外でのお引出しはできません。)この場合、納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出して下さい。
6. 利息	
(1) 適用利率	当社の店頭に表示する毎日の「納税準備預金」の利率を適用します。ただし、租税納付以外の目的で払戻しを行う場合は、その支払日の属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金の利率を適用します。
(2) 利払時期	毎年2月と8月の第二金曜日の翌日に元金に組み入れます。
(3) 利息計算方法	毎日の最終残高について、1年を365日として日割計算します。(付利最低残高1,000円・付利単位:100円)
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人のお客さま: 総合課税 ○ 個人のお客さま: 20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%) ※2013年1月1日以降に支払われるお利息には計算期間等に関わらず、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税が適用されます。
8. 手数料	ございません。
9. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
10. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ①この預金は、預金保険制度の対象となります。 ②租税納付の目的で払戻しを行う場合は非課税となります。ただし、租税納付以外の目的で払戻しを行う場合は、その支払日の属する利息計算期間中の利息に対して課税されます。(預金者の方が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、そのお引出し額の合計額が10万円以下のときは所得税はかかりません)。 ③この預金は「納税準備預金規定」によりお取扱いたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

埼玉りそな銀行